

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（三九九）
- アレルギ―疾患対策基本法の施行期日を定める政令（四〇〇）
- アレルギ―疾患対策推進協議会令（四〇一）
- 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（四〇二）
- 〔告 示〕
- 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務四二五）
- 登録証明機関の住所及び事務所のある地の変更に関する件（同四二六）
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六八）
- 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務五九一）
- 日本国に帰化を許可する件（同五九二）

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五九三、五九四）
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五九五、五九六）
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二五八七、二五八八）
- 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同二五八九）
- 保安林の指定施業要件を変更する件（同二五九〇、二五九五）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件（環境一三三八）
- 道路に関する件（関東地方整備局三九〇、三九一）
- 土地収用法の規定に基づき事業認定をした件（沖縄総合事務局三五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 財務省 文部科学省 環境省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づき関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三九九号）（総務省）

1 平成二八年四月一日から呉市及び佐世保市を地方自治法第二五二条の二第二項の中核市として指定することとした。
2 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇アレルギ―疾患対策基本法の施行期日を定める政令（政令第四〇〇号）（厚生労働省）

アレルギ―疾患対策基本法（平成二六年法律第九八号）の施行期日は、平成二七年二月二十五日とする。こととした。

◇アレルギ―疾患対策推進協議会令（政令第四〇一号）（厚生労働省）

1 アレルギ―疾患対策推進協議会の組織及び運営に関する所要の事項を定めることとした。（本則関係）
2 この政令は、アレルギ―疾患対策基本法（平成二六年法律第九八号）の施行の日（平成二七年二月二十五日）から施行することとした。

◇確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇二号）（厚生労働省）

1 個人型年金加入者となることができる者から第四号厚生年金被保険者を除くこととした。（本則関係）
2 平成二七年一〇月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に、第四号厚生年金被保険者であつたことにより確定拠出年金法（平成一三年法律第八八号）附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けることができなかつた者に対し、当該脱退一時金の支給を認める特例を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3 この政令は、公布の日から施行することとした。